

5月21日、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州保健省は、新型コロナウイルス(COVID-19)に関し、新たに420名の感染が判明し、その結果、BC州内での累計感染者数が141,373名（入院：319名（そのうち集中治療室：107名））に達した旨発表しました。ワクチン接種の対象年齢も大幅に拡大されるなど、ワクチン接種が加速化し、その結果、新規感染者数がかなり減少してきたとはいうものの、1週間で3,069名もの新規感染者が依然発生しています。

ご承知のとおり、最近の新規感染者の急激な増加を受け、BC州政府は、すべての食品および酒類を提供する施設での屋内飲食の禁止などをはじめとした行動制限措置を5月25日深夜まで延長しています。これに加える形で発表された、州の保健機関管轄地域間を不要不急の娯楽目的で移動することを禁じる行動制限措置も、同じく5月25日まで有効です。これらに違反した場合、高額の罰金の対象となります。特にこの連休では主要高速道路上での大規模な検問が既に予告されていますので、娯楽目的のために保健機関管轄地域を越えて移動することのないよう、呉々もご注意ください。

窮屈さが増すばかりの状況ではありますが、在留邦人の皆様におかれましては、上記の公衆衛生命令に引き続き留意しつつ、これまで同様、たとえ軽度であっても発熱等の症状があるときは出かけず、密閉、密集、密接の「3密」を避け、「物理的距離(physical distance)」を維持し、手洗いや手指消毒を励行するなど、これまで実践されてきた感染症対策を引き続き励行して、感染予防に努めてください。

もし発熱など新型コロナウイルスへの感染が疑われるような症状が出た場合には、「811」に電話してその後の対応について相談してください。通話は無料です。「ジャパニーズ、プリーズ」と伝えれば、通訳サービスも無料で利用できます。英会話に不安がある方も、躊躇せずご利用ください。検査については日本語の案内もあります。

次に、これまで何度もお知らせしていますが、現在、日本に入国するに際しては、出国前72時間以内の検査証明書を提示する必要があり、検査証明書の内容に不備があると認められれば、日本国籍者であっても日本への上陸が拒否されます。先日、当地を出発した邦人が日本の空港での検疫で検査証明書の内容の不備を指摘され、最終的に当地に強制送還されるという事例が実際に発生しています。

そういった最悪の事態を避けるべく、検査証明書を取得される方には、安全・安心、かつ、搭乗手続や日本入国手続の際の時間短縮の観点からも、厚生労働省のフォーマットで証明書を出してくれるクリニックを利用されることをこれまで以上に強く推奨いたします。なお、クリニック予約に先立ち、当館ホームページに掲載してある「日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）」や「日本入国の際に必要となる検査証明書に関するQ&A」もあわせて確認するようにしてください。

なお、検査証明書は任意のフォーマットでの提出も可能ですが、厚生労働省指定のフォーマットにある「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされている必要があります。また以前お伝えしましたとおり、検体採取の方法にまで気をつける必要があります。繰り返しになりますが、検査クリニックを予約する段階で、（1）検査証明書には日本政府指定のフォーマットにある「検査証明書へ記載すべき内容」が全て書かれるか、（2）検体採取の方法が単なる「Nose Swab」ではなく、「Nasopharyngeal Swab(鼻咽頭ぬぐい液)」であるか、（3）証明書にも検体採取の方法のところに「Nasopharyngeal Swab」とちゃんと書いてもらえるか、を必ずご自身で確認するようにしてください。

離島や遠隔地にお住まいの方は、渡航のためのPCR検査を実施してくれるクリニック自体がそもそも少ない上、厚生労働省のフォーマットで証明書を出してくれるクリニックとなると更にハードルが高くなり、様々な負担が生じてくると思われますので、帰国前の準備や手順を早めに確認・着手するようにしてください。特に離島・遠隔地に高校留学をしている学生の方の中には、留学を終えて間もなく帰国する方もいらっしゃると思いますので、検査証明書の取得方法について改めて

確認したり、学校側や関係留学エージェントと相談したりするようお願い申し上げます。

最後に、来週24日(月)は「ビクトリア・デー」のため、当館は休館しております。近く来館を予定されている方はご注意ください。

最近、水辺ではカナダグースの子育ての様子を見ることができます。日本でよく報じられるカルガモとは異なり、カナダグースは両親で子育てを行うのが基本らしく、先頭と最後尾に親がついて見守りながら、ヒナたちを誘導しています。ヒナたちはもちろんかわいいのですが、恐らく今が一番シュツとした顔をしているのであろう親鳥の顔もなかなかの見物です。カナダグースの日本名は「カナダガン」。当然と言えば当然の名前なのですが、なんとなく実際のイメージと違うような響きです。

遠出はできない連休にはなりますが、皆様、楽しい連休を安全にお過ごしください。

(参考)

- BC州保健省：<https://news.gov.bc.ca/ministries/health>
 - ・21日の発表：<https://news.gov.bc.ca/releases/2021HLTH0037-001002>
 - ・BC州全域を対象とした新たな公衆衛生命令（店内飲食提供の禁止など；5月25日深夜まで）：<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/info/restrictions>
 - ・保健機関管轄地域を跨ぐ不要不急の娯楽目的での移動の禁止（5月25日まで）：<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/travel/current>
 - ・緊急事態宣言の延長（5月25日まで）：<https://news.gov.bc.ca/releases/2021PSSG0034-000891>
 - ・BC州の最新モデリング（4月15日付）：<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/modelling-projections>
- BC州におけるワクチン接種計画（登録から接種まで【日本語版】）：<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/translation/jp/register>
- 新型コロナウイルスに感染したと思ったら？
 - ・新型コロナウイルス自己診断ツール：<https://covid19.thrive.health/>
 - ・811-Health Link BC-：<https://www.healthlinkbc.ca/about-8-1-1>
 - ・新型コロナウイルス検査について（日本語）：https://www.healthlinkbc.ca/hlbc/files/coronavirus_testing-j.pdf?fbclid=IwAR1sCjw_pEVuXpKpW5YSKPC0iuupg-2hbShGXIQFAKpd1pTGzip_Xwr_J58

【ユーコン準州情報】

- ユーコン準州政府：<https://yukon.ca/en/covid-19-information>
 - ・保健社会局：<https://yukon.ca/en/department-health-social-services>
 - ・5日の準州政府発表：<https://yukon.ca/en/news/yukon-lifting-restrictions-vaccine-uptake-increases>
 - ・Safe 6+1：<https://yukon.ca/en/practisesafe6/home>
 - ・国境管理に関する規制：<https://yukon.ca/en/health-and-wellness/covid-19-information/borders-and-travel-covid-19/border-enforcement-during-covid-19>
 - ・検査機関：<https://yukon.ca/en/find-respiratory-assessment-centre>
 - ・医療以外の関係連絡先：<https://yukon.ca/en/health-and-wellness/covid-19-information/contact-list-covid-19>

- ユーコン準州におけるワクチン接種計画
 - ・ワクチン接種：<https://yukon.ca/en/covid-19-vaccine>
 - ・日本語版：<https://yukon.ca/en/moderna-vaccine-information-japanese>

【日本帰国予定の方必読！】

- 日本入国時における水際対策に係る新たな措置について：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- 厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関する Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

(1) 出国前72時間以内の検査証明書関連

- 検査証明書フォーマット：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00139.html

- 日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）：
<https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/files/100177586.pdf>

- 日本入国の際に必要な検査証明書に関するQ&A：<https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/files/100179148.pdf>

- BCCDCによる検査証明を取得できるクリニックなどの紹介：<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/testing/testing-information>

- ・Bon Voyage Medical：<https://www.bonvoyagemedical.com/>
- ・Integrated Wellness Medical Centre (Tri-Cities)：<https://www.integratedwellness.clinic/>
- ・YVR Medical Clinic：<https://yvrmmedical.com/>
- ・Ultima Medical：<https://ultimamedical.com/>
- ・Iridia Medical：<https://www.covidconciierge.ca/bookings-checkout/asymptomatic-covid-19-testing>

【注意】

(イ) 検査証明書には日本政府指定のフォーマットにある「検査証明書へ記載すべき内容」が全て書かれるか

(ロ) 検体採取の方法が単なる「Nose Swab」ではなく、「Nasopharyngeal Swab(鼻咽頭ぬぐい液)」であるか

(ハ) 証明書にも検体採取の方法のところに「Nasopharyngeal Swab」とちゃんと書いてもらえるか

を必ずご自身で確認するようにしてください。

(2) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

(3) 質問票の提出 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html

(4) 誓約書の提出 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【カナダに戻る予定の方必読！】

●カナダ連邦政府による、カナダ入国に関する新たな水際対策 : <https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/government-of-canada-expands-restrictions-to-international-travel-by-land-and-air.html>

●自己隔離用ホテルのリスト及び予約方法 : <https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/mandatory-hotel-stay-air-travellers/list-government-authorized-hotels-booking.html>

●カナダ入国に際する陰性証明書の提示義務 : <https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/12/pre-departure-covid-19-testing-and-negative-results-to-be-required-for-all-air-travellers-coming-to-canada.html>

- <https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying#health-check>

●ArriveCan を通じた「自己隔離計画」などの義務化
<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/11/government-of-canada-announces-new-mandatory-requirements-for-travellers-to-canada.html>

●日本出発時に新型コロナウイルス感染症の検査を受けられる機関の検索・予約 (T e C O T) :
<https://www.tecot.go.jp/>

●カナダ移民局問い合わせ先 : <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/contact-ircc/client-support-centre.html>

●東京のカナダ大使館連絡先 (日本語可) : Tokyoimmigration@international.gc.ca

●新型コロナウイルス感染者が搭乗したフライト・座席などの情報 :
<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>

●BC州における新型コロナウイルス感染者発生場所などの情報 : <http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19/public-exposures>

(※ページ中段の「Regional exposure events」から各保健機関管轄地域を選択)

●カナダ連邦政府によるカナダ入国制限 :
https://twitter.com/CanBorder/status/1363087656733835266?ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Eetweetembed%7Ctwterm%5E1363087656733835266%7Ctwgr%5E%7Ctwcon%5Es1_&ref_url=https%3A%2F%2Flifevancouver.jp%2F2021%2F02%2Fnews%2F189706.html
<https://travel.gc.ca/travel-covid>

●米国との国境管理に関する合意（通行規制の延長）：<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/services/covid/menu-eng.html>

●カナダ国民と永住権保持者の近親者のカナダ入国許可について：
<https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2020/06/changes-to-travel-restrictions-for-immediate-family-members-of-canadian-citizens-and-permanent-residents.html>

●昨年10月2日に発表されたカナダ入国制限の一部緩和措置：
<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2020/10/government-introduces-new-border-measures-to-protect-canadian-public-health-provides-update-on-travel-restrictions.html>

・カナダ国民と永住権保持者の遠戚者など(Extended Family)や考慮すべき事情を有する渡航者(Compassionate Traveller)のカナダ入国許可について：<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2020/10/update-on-travel-restriction-exemptions-for-extended-family-members-and-for-compassionate-reasons.html>

・留学生のカナダ入国許可について：<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/news/2020/10/update-on-travel-restriction-exemptions-for-international-students.html>

●ワーキングホリデー参加者の入国のための許可証の延長申請：<https://secure.cic.gc.ca/enquiries-reseignements/canada-case-cas-eng.aspx>

●日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20150129.html>

ねんきんダイヤル：＋81－3－6700－1165

●日本郵政によるEMS特別追加料金の導入のお知らせ（6月1日より；カナダ宛の引受再開時期は未定なるも引き続き調整中）：https://www.post.japanpost.jp/int/2021fee_change/ems.html

●BC疾病管理センター(BC Centre for Disease Control)

<http://www.bccdc.ca/>

<http://www.bccdc.ca/health-info/diseases-conditions/covid-19>

●バンクーバー・コースタル・ヘルス(Vancouver Coastal Health)

※バンクーバー、リッチモンド、サンシャインコースト、ウイスラーなど

<http://www.vch.ca/>

●バンクーバー島保健局(Vancouver Island Health Authority)

※ビクトリア、ナナイモなど

<https://www.islandhealth.ca/>

●フレイザー・ヘルス(Fraser Health)

※バーナビー、ホワイトロック、ホープ市など

<https://www.fraserhealth.ca/>

●インテリア・ヘルス(Interior Health)

<https://www.interiorhealth.ca/Pages/default.aspx>

●ノーザン・ヘルス(Northern Health)

<https://www.northernhealth.ca/>

※BC州にお住まいで地域の保健局が不明の場合は

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/about-bc-s-health-care-system/partners/health-authorities/regional-health-authorities> の地図をご参照ください。

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

●厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●当館休館日：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/hours_holidays_j.html

●当館領事窓口時間変更のお知らせ：https://www.vancouver.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00034.html

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

令和3年5月21日

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp